

# 公共施設使用料の見直しについて（最終案）

## 1. 検討経過

- 令和元年度に公共施設使用料の一部改定を実施した後、一定期間が経過したこと、及びこの間に物価上昇が継続し、公共施設の維持管理や運営コストが高騰している現状や高齢化が進行している状況を踏まえ、改めて受益者負担の適正化を図る観点から、公共施設使用料の見直しを検討しています。
- 施設の性質別分類に応じた受益者負担割合の考え方に基づく各施設の原価算定の結果及び施設の利用状況や運営収支の現状、近隣自治体における類似施設の使用料等を総合的に勘案し、有識者及び市民等で組織する八幡市行財政改革検討懇談会の意見を聞いた上で、見直しが相当と判断した施設の改定方針を決定しました。

## 2. 改定方針（対象施設及び改定金額については別紙参照）

- 原価算定結果によると大幅な改定が必要な施設も存在しますが、近隣自治体における類似施設の使用料等を勘案するとともに、激変緩和を図る観点から、私益性・市場性の高い施設について、基本使用料の25%を基本に、原価算定結果を超えない範囲で増額改定を行う。
- 市外利用が多く見込まれる施設については、近隣自治体における類似施設の使用料を考慮した上で、基本使用料の50%を基本に上乗せ料金を設定する。
- 高齢化率が上昇する中、健康寿命の延伸や高齢世代の活躍への期待が高まっている状況も踏まえ、世代間負担の公平を図る観点から、高齢者減免制度の対象を65歳以上から70歳以上に引き上げる。

対象施設	松花堂庭園・美術館、生涯学習センター、公民館・コミュニティセンター、有都福祉交流センター
------	--

## 3. 改定時期：令和8年10月1日

- ※ 公園・体育館施設使用料については通年の団体受付等があるため、令和9年4月1日とします。
- ※ 高齢者減免については、令和9年度に引き上げを行うこととします。

※1 物価上昇の状況について

<物価上昇率（消費者物価指数）>

基準値／基準年	時点	消費者物価指数（総合指数）
100／2020年	2024年平均	108.5 【8.5%増】
	2024年12月	110.7 【10.7%増】
	2025年8月	112.1 【12.1%増】

※2 高齢化の状況について

<市内における生産年齢人口と高齢者の割合>

区分	H23.4.1	H30.4.1	R7.4.1
65歳以上人口/生産年齢人口	1人/3人	1人/1.9人	1人/1.8人
70歳以上人口/生産年齢人口	1人/4.6人	1人/2.7人	1人/2.2人

※3 施設の性質別分類に応じた受益者負担割合について

下記のとおり施設の性質について定義するとともに、性質に応じた受益者負担割合（施設等利用者が負担すべき割合）を定めています。

<市場性による分類>

区分	市場的施設	非市場的施設
性質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同種または類似するサービスが民間で提供されている施設</li> <li>・収益性が高い施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同種または類似するサービスが、民間で提供されていない（ほとんどない）施設</li> <li>・収益性が低い施設</li> </ul>

<公益性による分類>

区分	必需的施設（公益的）	選択的施設（私益的）
性質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が日常生活を営む上で必要となる施設</li> <li>・世代に関係なく、広く市民に必要とされる施設</li> <li>・社会的、経済的弱者等を擁護、支援するための施設</li> <li>・安全安心な社会を形成するために、必要となる知識や共用を普及・啓発するための施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活をより便利で快適なものにするため、個人の価値観や嗜好の違いによって、選択的に利用する施設。</li> <li>・主に個人が趣味やレクリエーションの場として利用する施設</li> </ul>

<施設の性質別分類表>

市場的施設	Ⅲ	市：0%、利：100%	市：25%、利：75%	市：50%、利：50%
	Ⅱ	市：25%、利：75%	市：50%、利：50%	市：75%、利：25%
非市場的施設	Ⅰ	市：50%、利：50%	市：75%、利：25%	市：100%、利：0%
		A	B	C

選択的施設（私益的）
必需的施設（公益的）

※対象外施設を除く。

※4 原価算定について

下記の原価算定方法により各施設の原価計算を行っています。

<原価計算方法>

$$\frac{\text{個人利用に係る使用料（/人）} \\ \text{施設運営費（5年平均）}}{\text{年間利用者数（5年平均）}}$$

$$\frac{\text{会議室やコート等の貸し出しに係る使用料（/時間）} \\ \text{施設運営費（5年平均）}}{\text{施設総面積} \times \text{年間使用可能時間数}} \times \text{当該施設面積}$$

※ 公園・体育館施設については、指定管理者による包括的管理を行っていることにより人件費の按分が困難であり、原価計算による算出に課題があることから、施設運営費に占

める使用料収入の割合を目安としています。

<原価計算対象外施設>

区分		施設例
1	法令等で使用料の算定方法等が定められている施設及び法令等で使用料が無料または低額とされている施設	小学校、中学校、図書館、公園（グラウンド、テニスコート等を除く）、道路、市営住宅
2	府内の他市等と同じ算定方法等が適用されている施設	保育園、幼稚園、認定こども園、児童館
3	原価により使用料を算定することが適当でない施設（独立採算を目指す施設を含む）	上下水道、駐車場、駐輪場
4	特定の市民、団体等に使用させることを想定していない施設	子ども・子育て支援センター、子育て支援センター、母子健康センター